

新たな市民会館のあり方検討事業支援業務委託 仕様書

1. 業務目的

文化センター、中央公民館、中央図書館小山分館で構成された小山市中央市民会館（小山市中央町1-1-1）は、昭和53年（1978年）に建築され、以来45年にわたり利用されている建物で、近年は耐震性能の不足や老朽化、設備の機能不足、使い勝手の不便さなど様々な問題が指摘されている。

こうした中、市では施設の今後のあり方や施設整備の方向性の検討を進めていたが、令和4年度には、施設利用者・学識経験者で構成された懇話会や市議会から建替え・新築整備に重きを置いた提言書の提出を受けたところである。

本業務委託は、こうした提言の内容を踏まえ、市が進める新たな市民会館のあり方検討事業に関して、既往調査において把握した情報の更新や市民意向調査を行う等基礎的なデータを収集し整理するとともに、新たな市民会館整備に向けた基本構想・基本計画等策定への展開を見据え、新市民会館に求められる機能や規模の検討、事業手法の検討、課題の整理等を行うものである。

2. 業務内容

（1）令和元年当時に実施した基礎調査の時点更新

既往調査で整理した情報の時点更新を行う。ただし、耐震診断・劣化度判定に関する追加の調査は不要とし、建設用地の候補地検討は業務の対象外とする。

（2）現中央市民会館の利用者意向の把握

新市民会館の整備の方向性を検討するにあたり、市民や現中央市民会館利用者等の意向を把握するため、アンケート調査及びワークショップを実施する。

（3）新市民会館の導入機能及び規模の検討

前項の意向調査結果や文化施設を取り巻く社会経済状況を踏まえ、新市民会館に導入する機能や規模を検討する。

① 現中央市民会館の機能及び規模の検討

② 新たに付加する機能及び機能の検討

③ 民間施設の機能及び規模の検討

（4）事業化に向けた検討

文化施設においても民間の資金や技術的能力の活用といったPPP/PFI手法の導入を優先的に検討することが要請されていることを踏まえ、想定される事業手法を検討する。

① 想定される事業手法を整理

② 民間事業者へのヒアリング（整備、維持管理、運営、市場ニーズ等）

③ 事業化に向けた課題の整理

（5）報告書の作成

前項までの検討結果を踏まえ、報告書の取りまとめを行う。

(6) 打合せ

業務の主要決定事項に合わせて打合せを4回程度実施することとし、打合せ後は速やかに議事録を作成し、提出する。

3. 成果品

- (1) 報告書（A4版 ファイル綴じ）…1部
- (2) 電子データ…1式

4. その他

成果品の帰属については次の通りとする。

- ① 受託者は、成果品の著作権を著作権法第27条及び第28条の規定による権利も含めて小山市に無償譲渡するものとする。
- ② 受託者は、成果品に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- ③ 前各号の規定にかかわらず、成果品に受託者が既に著作権を保有しているもの（以下「著作物」という。）が組み込まれている場合、当該著作物の著作権は、なお受託者に帰属するものとする。この場合において、受託者は小山市に対し、当該成果品を小山市が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で承諾するものとする。

5. 履行期間

契約締結日から令和6年3月15日まで